

## 介護・看護求人支援センター浜北 介護員養成研修（通信）学則

### （開講目的）

第1条 人材確保が最大の課題となる介護業界において、その担い手となる介護員をさらに多く輩出するため、また現任の介護職員を対象に必要な知識・技術を醸成して良質なサービス提供を担保するための養成を行うもの。

### （研修の名称）

第2条 研修の名称は以下のとおりとする。

介護・看護求人支援センター浜北 介護員養成研修（通信）

### （研修の形式）

第3条 研修の形式は以下のとおりとする。

通信

2 講義を通信の方法によって行う地域は、静岡県とする。

### （研修の課程）

第4条 研修の課程は以下のとおりとする。

介護職員初任者研修課程

### （研修会場の所在地）

第5条 研修会場の所在地は、別紙1「介護・看護求人支援センター浜北 介護員養成研修（通信）研修会場一覧表」のとおりとする。

### （研修期間）

第6条 研修期間は以下のとおりとする。

第4条(1)に定める研修の研修期間はおおむね8か月とする。

### （講師）

第7条 研修を担当する講師は、別紙2「介護・看護求人支援センター浜北 介護員養成研修（通信）講師一覧表」のとおりとする。

### （遅刻・早退の取り扱い）

第8条

遅刻及び早退は、いかなる理由であっても欠席とみなす。

(研修時間数等)

第9条 研修時間数は、別紙4「介護・看護求人支援センター浜北 介護員養成研修  
(通信)カリキュラム表」を最低基準とし、時間割表及び募集案内等にてその都度定める。

(通信形式による研修の実施方法)

第10条

- (1) 静岡県介護員養成研修指定事務取扱要綱別表第2の項目の欄の区分ごとに3問以上の課題（一問以上は論述式の課題とする。）を設定し、受講者から当該課題に係るレポートを提出期限までに提出させる。
- (2) (1)で提出されたレポートの添削指導を行い、添削した結果に解説を添えて受講者に返却する。
- (3) 添削指導の結果、基準に満たない場合は、基準に達するまで再度指導評価を行う。
- (4) (3)の評価は100点を満点としてA(90点以上)、B(89~80点)、C(79~70点)、D(70点未満)の区分で評価し、合格の基準はC以上の評価とする。

(研修修了の認定方法)

第11条 第9条に定める研修の全日程及びその内容全てを履修した後、1時間程度の筆記試験による修了評価を受けて一定以上の評価を得た者を修了者と認める。

- 2 前項の全てを履修とは「こころとからだのしくみと生活支援技術」の項目において、介護技術の習得が講師により評価されることを含む。
- 3 修了評価は筆記試験により行うこととし、100点を満点としてA(90点以上)、B(89~80点)、C(79~70点)、D(70点未満)の区分で評価する。  
なお、一定以上の評価とはC以上の評価とし、D評価を得た者については、必要に応じて補講を行うとともに、原則としては修了者と認定するに足るまで再評価を行う。

(受講申込手続)

第12条 自社ホームページ等より受講に必要な情報を入力し、各コース期日までにお申込いただく。受付は先着順、定員に達した時点で受付終了とする。  
申込確認後、受講料金請求書類及び教材を郵送する。  
受講料金請求書類を受け取った申込者は、指定の期日までに受講料金を納付する。

(受講に際し必要な費用)

第13条

- (1) 受講料 33,900円（税込）
- (2) テキスト代 6,600円（税込）
- (3) 補講料（講義及び演習）2,200円（税込）／時間

(返金について)

第 14 条

【申込者からのキャンセル】

開講日の 7 日前まで…全額返金（返還時の振込手数料は申込者負担）

開講日の 6 日前～開講前日…テキスト代金（6,600 円）を除く受講料金を返金（返還時の振込手数料は申込者負担）

開講日以降…返金なし

【弊社からのキャンセル】

申込者が 5 名に満たなかった際には、次回以降の開催コースに振替を案内する場合がある。そのことによりキャンセルになった場合、全額返金とする。（返還時の振込手数料は弊社負担）

(保険加入)

第 15 条 介護労働講習等損害（障害・賠償責任）保険は、全ての受講生が加入するものとし、これに係る一切の費用は弊社が負担する。

(研修欠席者に対する補講の実施方法)

第 16 条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については補講等の代替え措置を行うことにより出席したものとみなす。

補講にかかる費用は 1 時間につき 2,200 円（税込）とするが、次コースでの振替受講を希望する場合には受講（補講）料を無料とする。

(使用テキスト等)

第 17 条 株式会社日本医療企画 介護職員初任者研修テキスト（全 3 卷）

- 1 介護・福祉サービスの理解
- 2 コミュニケーション技術と老化・認知症・障害の理解
- 3 こころとからだのしくみと生活支援技術

(受講取消)

第 18 条 次に該当する者は受講の取消もしくは除籍とすることができる。

受講料の返金は原則行わない。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱しその他受講者としての本分に反した者
- (3) 受講継続意思がなく、「退講届」を提出した者
- (4) 履修期間 8 か月以内を過ぎた者

(5) 受講申込後支払期日までに受講料の納入がなく、その後も支払い意思または支払い能力がないと判断される者

(退講)

第 19 条 前項により受講を取り消されるに至ったものは退講扱いとし、書面によりその理由を示して通知する。

退講前に履修した当該研修については、その受講を全て無効とする。

(修了者管理)

第 20 条 介護・看護求人支援センター浜北は、修了者を静岡県知事に報告するとともに、修了者台帳で永年管理する。

(修了証明書の交付)

第 21 条 介護・看護求人支援センター浜北は、第 12 条により修了者と認定した者に對して、介護保険法施行令第 3 条第 1 項第 1 号により修了証明書を交付する。

前項により交付する修了証明書の様式は、介護保険法施行規則第 22 条の 25 に定めるものとする。

(修了証明書の再交付)

第 22 条 修了者のうち、修了証明書を破損又は紛失したものは「介護職員初任者研修了者修証明書再交付申請書」を介護・看護求人支援センター浜北に提出することで再交付を受けることができる。

(個人情報管理)

第 23 条 事業実施により知り得た個人情報は受講に係る諸業務や、弊社が取り扱うその他サービス情報のご案内時、統計調査にのみ使用し、みだりに他人に知らせたり不当な目的に使用しない。

(附則)

この学則は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

(附則)

この学則は、令和 7 年 9 月 11 日から施行する。